

特許庁の最近の取組について

2024 知財・情報フェア&コンファレンス

2024年10月2日

特許庁特許技監 安田 太



1 審査の状況

2 知財戦略及びスタートアップ支援

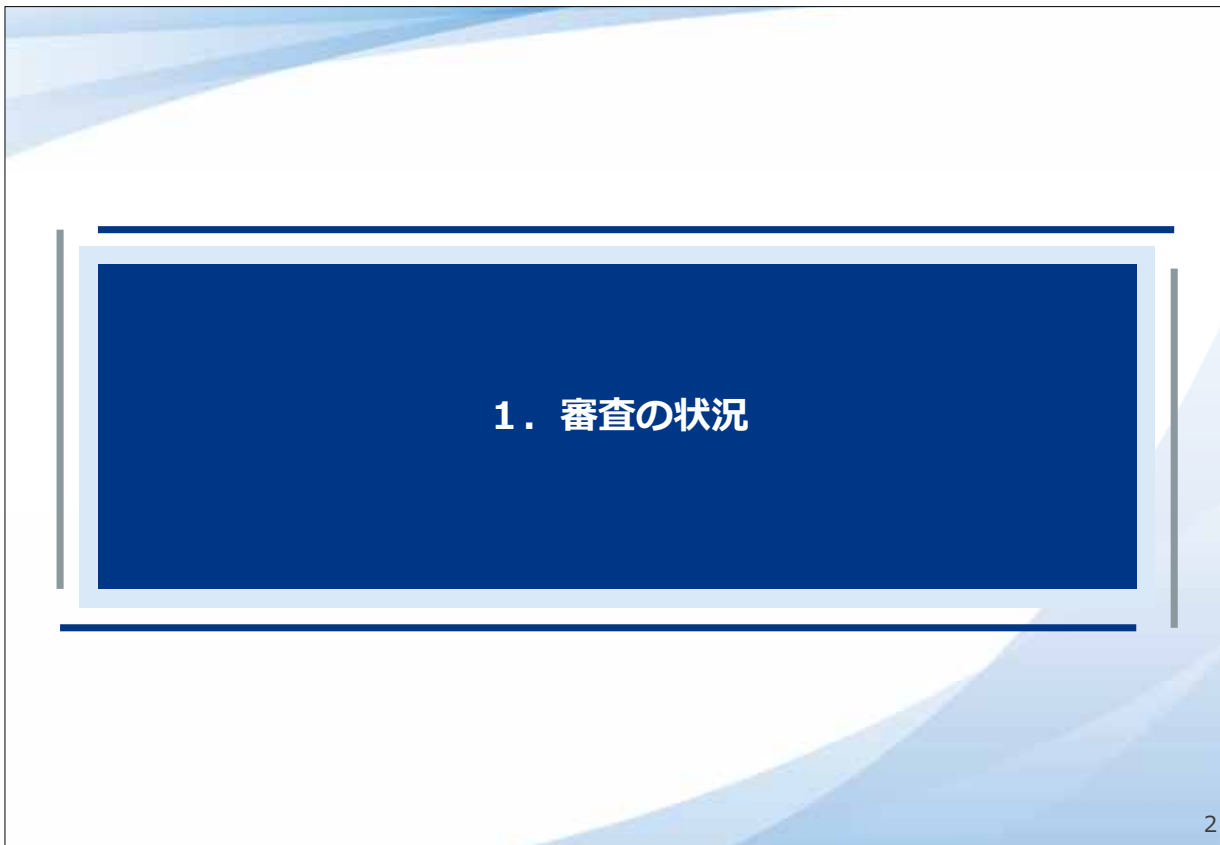
3 特許情報の活用支援

4 AI関連の取組

5 特許出願非公開制度

6 組織の意識改革

(特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ)



特許審査の状況

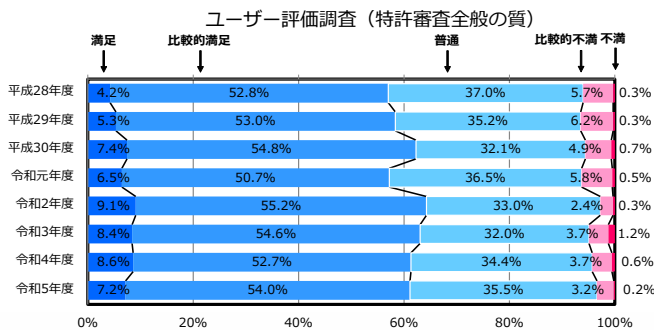
- 特許審査の迅速性について、2014年に10年目標としてFA10、STP14（※）の実現を掲げ、2023年度に達成。
（※）一次審査通知までの期間10月以内、権利化までの期間14月以内
- 2024年度以降の目標は、特許審査のレジリエンス向上による迅速性（STP14）の維持。
- 併せて特許審査の質の向上に取り組んでいる。

一次審査期間と権利化までの期間

※ 2023年度実績：FA 9.4か月、STP 13.8か月

2022年	一次審査通知までの期間 (FA期間)	権利化までの期間 (STP期間)
日本	10.1か月	14.9か月
米国	18.5か月	25.2か月
欧州	4.9か月	24.3か月
中国	13.0か月	16.5か月
韓国	14.3か月	18.4か月

特許審査の質についてのユーザー評価

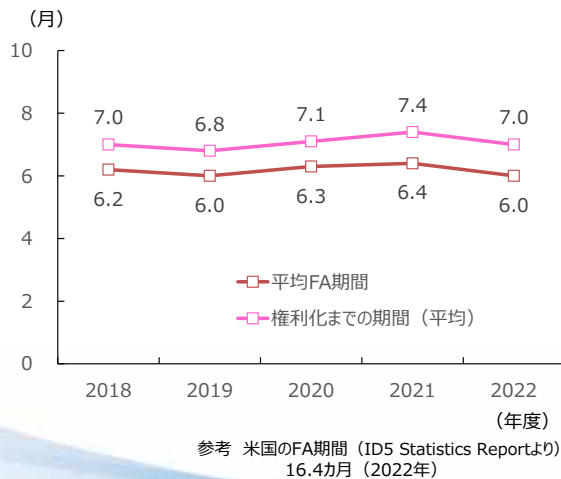


※欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
※米国はutility, patent and reissue pendency
(資料) 米国：USPTO annual reportsのFY2022 Workload Tables
欧州、中国、韓国：IP5 Statistic Report 2022

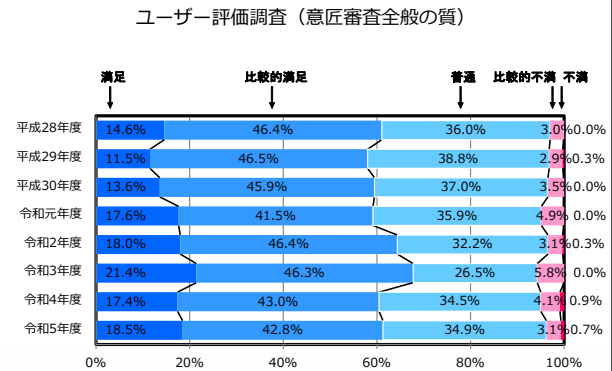
意匠審査の状況

- 一次審査期間を平均5～7か月、権利化までの期間を平均6～8か月とすることを目標とし、着実に処理を実施。
- 併せて審査の質の向上に取り組んでいる。

一次審査期間と権利化までの期間の推移



意匠審査の質についてのユーザー評価

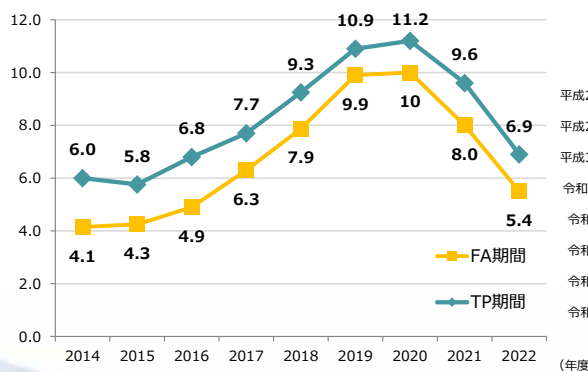


4

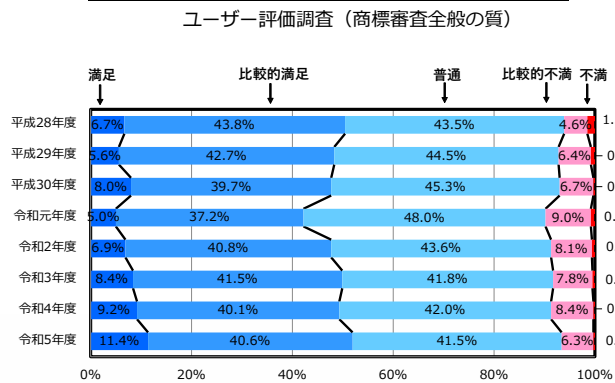
商標審査の状況

- 一次審査期間を平均5.5～7.5か月、権利化までの期間を平均7～9か月とすることを目標とし、着実に処理を実施。
- 併せて審査の質の向上に取り組んでいる。

一次審査期間と権利化までの期間の推移



商標審査の質についてのユーザー評価



5

2. 知財戦略及びスタートアップ支援

6

知財ミックス

- 知的財産権による保護対象は、それぞれの権利の法目的に沿って異なっている。
- 技術戦略⇒特許権、デザイン戦略⇒意匠権、ブランド戦略⇒商標権、といった**事業戦略に合わせて、複数の知的財産権を組み合わせることで、製品を多面的に強固に保護**することが可能。

特許権

大容量吐出トリガー
高洗浄力組成
壁面滞留性

商標権

ブランド名
提供価値ワード



意匠権
トリガー
ボトル

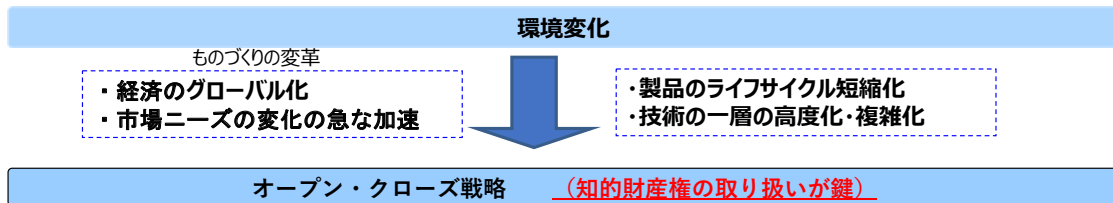
一つの製品を
複合的に権利化
= **知財ミックス**

(ライオン株式会社様よりご提供)

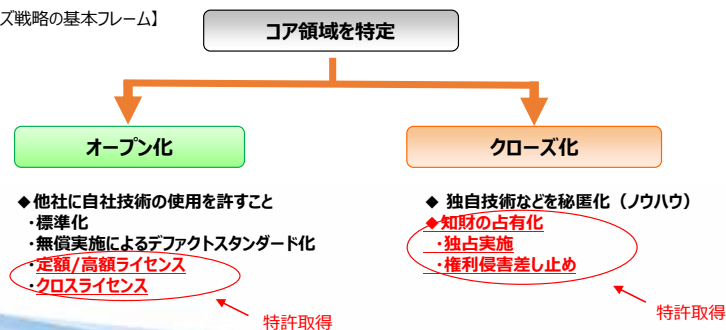
7

知財と標準を利用したオープン・クローズ戦略

- 秘匿または知財権の独占的排他権を実施（クローズ化）するだけでなく、他社に公開またはライセンスするか（オープン化）して、自社利益拡大の検討・選択をするといった対応に変化。

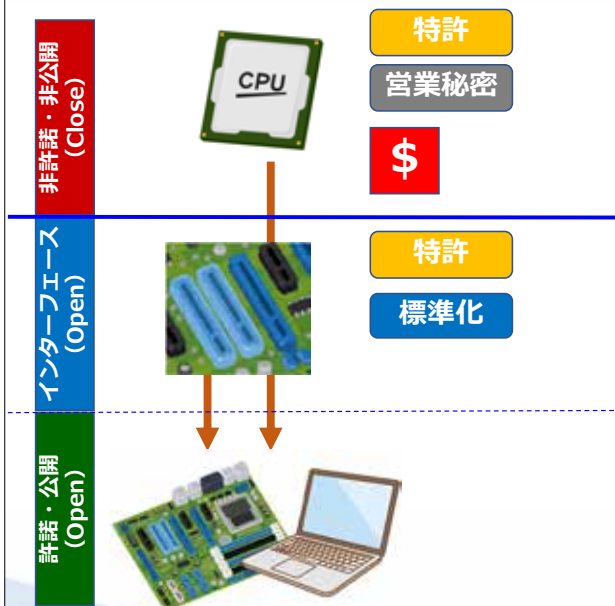


【オープン・クローズ戦略の基本フレーム】



8

Intelの実践例



- ◆ Intelは、かつてはパソコンメーカーにCPUを納入する部品メーカーであり、ビジネスの主導権獲得が課題。

特許 **営業秘密**

- ◆ そのため、自社CPUが最も効果的に機能する**PCIバス**（CPUと周辺機器などを接続するためのデータ伝送路）の**知財を基に技術改版權を独占し、仕様の変更を禁止したうえで、細部仕様を公開・開放。**

標準化

- ◆ **PCIバスをフォーラム標準化**し、PCIバスの性能の高さから、パソコンメーカーは**PCIバスと合わせてIntelのCPUを採用。**

\$

- ◆ PC全体が低廉化し、販売数が増える中で、IntelのCPUは**クローズ化により高利益率を維持。**

9

事業戦略対応まとめ審査

- **事業戦略に関連する知的財産（特許・意匠・商標）を分野横断的に審査に着手し、必要なタイミングでの権利化**を可能とすることにより、企業の事業展開を支援。
2013年4月に開始。
- 各分野の審査官が必ず協議を行い、均質な審査を実現。
- 審査官が事業を十分に理解して審査を行うため、事業に役に立つ権利取得が可能。



10

知財アクセラレーションプログラム (IPAS) の実績

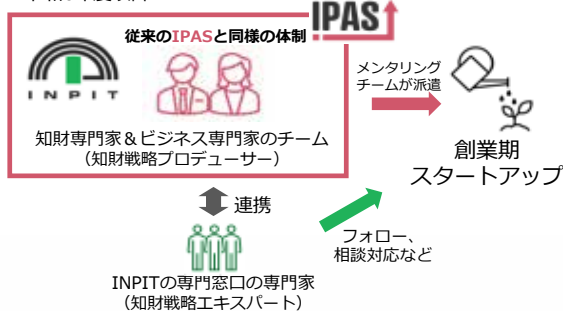
- **知財アクセラレーションプログラム (IPAS)** では、知財専門家及びビジネス専門家からなる**知財メンタリングチームをスタートアップに派遣**することにより、**事業戦略に連動した知財戦略構築等を支援**。
- **平成30年度から令和5年度までで104社に支援**。IPAS支援後に出願された特許件数は664件、IPAS支援後の業務提携数94件、EXITした企業数は3社（いずれも令和5年度事業までの支援対象に関する集計。2024年2月現在）
- IPASは、**令和6年度よりINPITに移管**。INPITの専門窓口の専門家（知財戦略エキスパート）などと連携して、シナジーを向上させたスタートアップ支援体制を構築。
- INPIT移管後は2年事業として実施し、**公募は常時受付け、2年間で4回、10社ずつスタートアップを採択**。移管後も引き続き知財専門家とビジネス専門家（知財戦略プロデューサー）からなるチームを創業期のスタートアップに派遣し、ビジネス戦略と、それに基づく知財戦略の構築等についてメンタリング支援を行う。

■平成30年度～令和5年度の実績

- 支援企業数
104社
- IPAS支援後に
出願された特許件数*
664件
- IPAS支援後の
業務提携数
94件
- EXITした企業数
3社 M&A 1社
IPO 2社

*2024年2月13日時点

■令和6年度以降

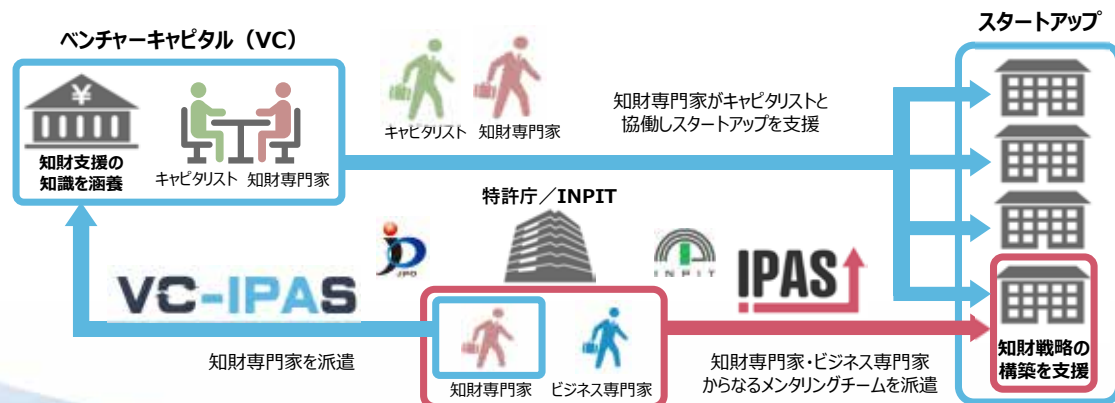


INPIT移管後は2年で4回、各10社採択。同趣旨のメンタリング支援を実施。

11

ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業 (VC-IPAS)

- 知財アクセラレーションプログラム (IPAS) では、知財専門家及びビジネス専門家からなる知財メンタリングチームをスタートアップに派遣することにより、事業戦略に連動した知財戦略構築等を支援してきた。
- 一方、スタートアップの多くは、VCからビジネス面の助言やハンズオン支援を受けており、**VCが事業計画も踏まえた知財戦略策定支援を合わせて実施できれば、効率的なスタートアップへの支援が期待できる。**
- しかしながら、VCによっては、ビジネス目線を踏まえた知財戦略構築支援の知見が十分に蓄積されているとはいえないことから、**VCを公募し、採択されたVCに対して知財専門家を派遣**することにより、**VCのキャピタリストと知財専門家が協働して、スタートアップに対して知財面からも支援を行える**ようにする。



令和4年度は5社、令和5年度は10社に派遣。令和6年度は15社まで拡大予定。

12

スタートアップに対するプッシュ型支援 (PASS*)

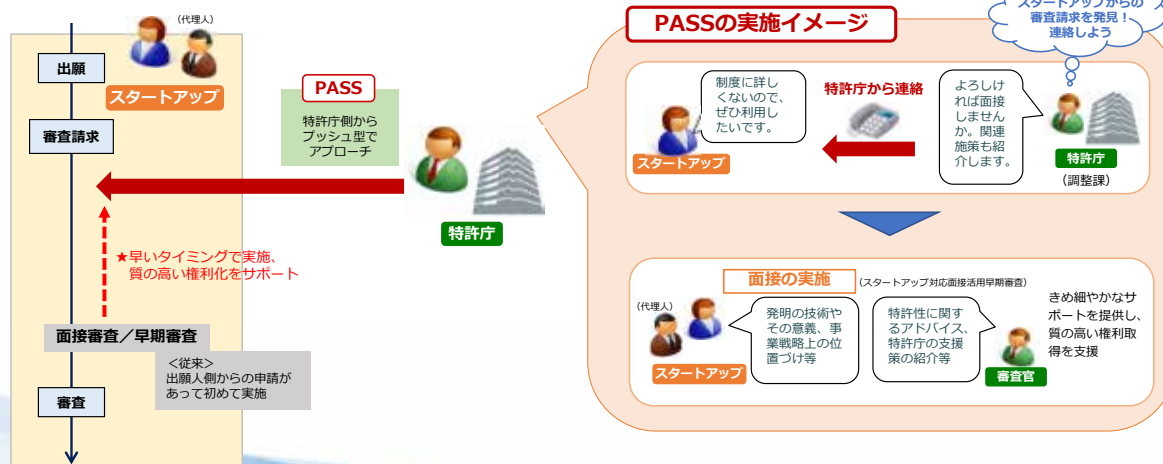
* PASS : "Push-type Assistance Service for Startups" の略称

<これまでの課題>

面接審査、スーパー早期審査等の支援策について、**出願人の申請がないと実施していない。**
→制度利用の経験がない又は少ないスタートアップは十分に活用できず、
結果として、事業に対応した使いやすい権利を取得できない、迅速な権利化ができない等の場合がある。

スタートアップに対するプッシュ型支援 (PASS)・・・令和6年度から実施

- 特に支援すべき対象であるスタートアップに対して、**特許庁側からプッシュ型でアプローチ。**
- スタートアップ対応面接活用早期審査 (面接の実施、スーパー早期審査での対応) 等を紹介し活用を促進。
- 面接を行う場合、関心に応じてスタートアップ支援策や特許庁の施策を紹介。



13

3. 特許情報の活用支援

～グリーン・トランスフォーメーション技術区分表を例として～

14

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI: Green Transformation Technologies Inventory)

- 特許庁では、GXに関する技術を5つの技術区分と横断的な4つの視点により俯瞰できるようにした技術区分表(GXTI)を、2022年6月に作成・公表。
- 各技術区分に対応する特許文献を抽出し、**技術動向を把握するための検索式**を併せて公表。

GXTI Green Transformation Technologies Inventory
グリーン・トランスフォーメーション技術区分表

横断的な4つの視点

gxy01 創製・調整 gxy02 計測・測定 gxy03 ビジネス gxy04 ICT

gxA エネルギー供給
例)太陽光発電、燃料電池、水素技術

gxB 省エネ・電化・需給調整
例)蓄電池中のエネルギー貯蔵、電動モビリティ

gxC 電池・蓄エネ
例)二次電池、燃料電池、蓄熱材料

gxD 非エネルギー分野のCO2削減
例)製鉄プロセスにおけるCO2削減、リサイクル

gxE 温室効果ガスの回収・貯留・利用・除去
例)CCS、グリーン水素

大区分	gxA	特許検索式	
	エネルギー供給	IPC (国際特許分類)	テキスト
中区分	01 太陽光発電		
小区分	a 太陽光発電	①H01L31/04-31/078, H01L51/42-51/48,H02S × ②H02J/95	
	02 太陽熱利用		
	10 水素技術		
	a 水素の製造	①C2581/02-1/12 ②C2581/02-1/044 G...	①H2・水素 ②H2・水素 G...

検索式は特許審査官が作成

GXTIについての詳細は、特許庁HPをご覧ください

特許庁HP「グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI)」
<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

15

GXTIの3つの特徴と特許情報分析結果の活用

GXTIの3つの特徴



5つのGX技術と横断的な4つの視点で、GX技術を俯瞰



公表された特許検索式で、誰でも、同じ条件で、調査可能



国際特許分類（IPC）に基づく式で、世界中の文献が検索可能

GXTIに対応した商用データベースの例

- Japio-GPG/FX
- xlscout



GXTIを用いた特許情報の分析結果は、例えば、以下のように活用できる。

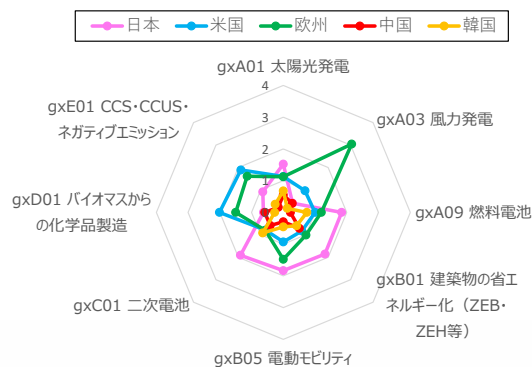
- ◆ 企業等は、自社の有するGX関連技術の強みや弱みを把握でき、エビデンスデータベースで自社の経営戦略や研究開発戦略の立案に活用できる。
- ◆ 企業等は、投資家等に対し、GX関連技術に関する自社の研究開発力の優位性を特許情報に基づいてエビデンスデータベースで説明できる。
- ◆ 政府機関やNPO等は、特許情報を活用することで、途上国を含めた世界各国・地域のGX関連技術の動向を可視化でき、エビデンスデータベースで世界各国・地域のGXへの取組を後押しできる。

16

GXTIを用いた調査結果概要

- 特許庁は、グリーン・トランスフォーメーション（GX）技術に関する各国・地域の特許出願動向を概括するため、特許庁が作成したグリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）を用いた網羅的な調査を初めて実施（調査結果は、特許庁HPにて、2023年5月に公表）。

出願人国・地域籍別国際展開発明件数
(2010年から2021年までの合計;平均値を1とする)



エネルギー供給(gxA)における
出願人国・地域籍別国際展開発明件数ランキング

	2011-2013					2017-2019				
	日本	米国	欧州	中国	韓国	日本	米国	欧州	中国	韓国
太陽光発電	1	2	3	5	4	1	3	2	4	5
太陽熱利用	3	2	1	4	5	4	2	1	3	5
風力発電	3	2	1	4	5	4	2	1	3	5
地熱利用	3	1	2	4	4	3	2	1	4	5
水力発電	3	2	1	4	5	4	2	1	3	5
海洋エネルギー発電	5	2	1	4	3	4	3	1	2	5
バイオマス	3	1	2	5	4	4	2	1	3	5
原子力発電	3	1	2	5	4	4	1	2	5	3
燃料電池	1	2	3	5	4	1	3	2	5	4
水素技術	3	2	1	5	4	2	3	1	5	4
アンモニア技術	3	2	1	5	4	3	2	1	4	5

(※) 国際展開発明件数とは、二つ以上の国・地域へ出願された発明、EPOへ出願された発明、又はPCT出願された発明の数。IPF (International Patent Family) と称されることもある。

17

4. AI関連の取組

18

AI 技術活用の目的とこれまでの取組

AI 技術活用の目的
産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化を踏まえ、特許行政事務の高度化・効率化を図り、ユーザー向けのサービス向上につなげる

これまでの取組

2014年度：機械翻訳においてAI技術の適用を試行開始
2016年度：特許庁業務全体についてAI技術適用可能性を検討
2017年度：人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム（AI検証PT）設置、実証事業の開始、アクション・プランの策定・公表
2018年度：アクション・プランの改定・公表
2019年度：アジャイル型内製開発チームの立上げ、アクション・プランの改定・公表
2022年度：新たなアクション・プラン（2022～2026年度版）の策定・公表

↓

- 一部の業務について、AI技術活用に関する技術実証を終え、アジャイル内製開発により業務において試行中
- 業務内容に精通した職員とプログラマーのチームでアジャイル型内製開発を実施
- AI技術の進展に応じ、AI技術の適用可能性有りとする業務の見直しも必要

19

これまでのアクション・プランの主な成果

分類付与（特許分類付与支援）

・外国語の特許文献に対して、日本語に機械翻訳したテキストを入力として、分類情報を推定。推定結果を外国語の特許文献に対して紐付けることで、テーマコード、F I、F タームおよび日本語テキストを用いた外国特許文献検索を可能に。なお、テーマコードについてはJ-PlatPatでも検索に利用可能。

先行技術調査（画像検索技術の特許図面への適用）

・審査対象案件の「図面」および「明細書」における図面の記載を元に、関連性の高い図面を有する特許文献を優先的に提示。
・審査官の先行技術文献検索を効率化。

先行技術調査（特許文献のランキング表示）

・調査対象となる特許文献に含まれる情報（書誌情報、分類、請求項、明細書、引用回数等）を用いて、審査対象案件との類似度に関するスコアを付与し、スコアの高い順に表示。
・審査官の先行技術文献検索を効率化。

先行図形商標の調査（商標イメージサーチ）

・出願された商標の画像の特徴量と、先行商標の画像の特徴量を用いて類似度を算出し、類似度の高い順に表示。
・検索精度向上のため、令和3年度に機械学習コンペティションを実施。上位入賞者の予測モデルは、特許庁のイメージサーチツールに搭載予定。

20

AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究

- 公開情報調査、国内外へのアンケート・ヒアリング等を実施し、有識者委員会での議論をとりまとめ、報告書を2024年4月に公表。

<調査項目>

- (1) 最新のAIの技術水準や、**発明の創作過程におけるAIの利活用の状況**
 - ・最新のAIの技術水準（特に生成系AI）
 - ・発明の創作におけるAIの活用実態（人間がどの段階で関与するか、その関与の程度や、AIが自律的に創作した発明の有無を確認）
 - ・各技術分野における創作過程にAIを活用した発明の事例
- (2) 創作過程におけるAIの利活用の拡大により生じる**特許審査実務上の課題**
 - ・進歩性に関する課題（進歩性を認める水準や当業者の定義等に与える影響）
 - ・記載要件に関する課題（明細書における開示の程度等に与える影響）
 - ・その他の課題
- (3) **AIによる自律的な発明の取扱いに関する課題**
 - ・発明の創作における人間の関与が小さくなる場合の影響（発明者の認定等）
 - ・発明者としてAIを記載した場合の取扱い
 - ・AI自体に権利の主体を認めることへの要望、影響

本調査研究の有識者委員会による議論の結果概要は以下のとおり。

- 現時点において、発明の創作過程におけるAIの利活用の影響により、従来の特許法による保護の在り方を直ちに変更すべき特段の事情は発見されなかった。
- 一方で、AI関連技術は今後更に急速に発展する可能性があるため、引き続き技術の進展を注視しつつ、必要に応じて適切な発明の保護の在り方を検討することが必要と考えられる。

21

DABUS事件（東京地裁令和5年（行ウ）第5001号）

- AIは発明者になりえるか？（地裁判決文「当裁判所の判断」より）
- 原告より知財高裁に控訴され、係争中。

1 我が国における「発明者」という概念

知的財産基本法2条1項は、「知的財産」とは、（中略）と規定している。

上記の規定によれば、同法に規定する「発明」とは、人間の創造的活動により生み出されるものの例示として定義されていることからすると、知的財産基本法は、特許その他の知的財産の創造等に関する基本となる事項として、発明とは、自然人により生み出されるものと規定していると解するのが相当である。

そして、特許法についてみると、発明者の表示については、同法36条1項2号が、発明者の氏名を記載しなければならない旨規定するのに対し、（中略）、上記にいう氏名とは、文字どおり、自然人の氏名をいうものであり、上記の規定は、発明者が自然人であることを当然の前提とするものといえる。また、特許法66条は、特許権は設定の登録により発生する旨規定しているところ、同法29条1項は、発明をした者は、その発明について特許を受けることができる旨規定している。そうすると、AIは、法人格を有するものではないから、上記にいう「発明をした者」は、特許を受ける権利の帰属主体にはなり得ないAIではなく、自然人をいうものと解するのが相当である。

3 その他

（略）なお、被告は、当裁判所の審理計画の定め（第2回弁論準備手続調書参照）にかかわらず、原告主張に係るAI発明をめぐる実務上の懸念に対し、具体的な反論反証（略）をあえて行っていないものの、特許法にいう「発明者」が自然人に限られる旨の前記判断は、上記実務上の懸念までも直ちに否定するものではなく、原告の主張内容及び弁論の全趣旨に鑑みると、まずは我が国で立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、AI発明に関する産業政策上の重要性に鑑み、特に期待されているものであることを、最後に改めて付言する。

22

5. 特許出願非公開制度

23

特許出願非公開制度

- ◆ 特許出願非公開制度は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」において定められる4つの制度のうちの1つ。**令和6年5月1日から施行。**
- ◆ 制度趣旨
 - ①公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されている特許出願について、特許出願人としての地位は確保しつつ、特許法上の出願公開、特許査定及び拒絶査定の手続を留保し、発明の実施や開示の制限等の情報流出防止の措置を講ずることで、外部から行われる行為に利用されることを未然に防ぐ。
 - ②これまで安全保障に配慮して特許出願を自重していた発明者に対しては、特許法上の権利を受ける途を開く。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第5章（特許出願の非公開）の概要

1. 特許出願の非公開に関する基本指針を策定（第65条）

2. 技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）（第66条）

・特許庁は、特定技術分野に属する発明が記載されている特許出願を内閣府に送付

4. 保全指定（第70条）

・「保全対象発明」を指定、出願人に通知

5. 外国出願禁止（第一国出願義務）（第78条）

・日本でした特定技術分野に属する発明については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務を規定（特許庁に対し、該当するかどうかを事前確認可能（第79条））

6. 補償（第80条）

・発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償

3. 保全審査（第二次審査）（第67条）

・「保全審査」（＝発明の情報を保全することが適当と認められるかの審査）における考慮要素

- ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
- ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等

24

6. 組織の意識改革（特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ）

25

組織の意識改革（特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ）

ミッション（どのような社会を実現したいのか）

「知」が尊重され、
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現する

ビジョン（ミッションのために組織は何を成すのか）

産業財産権を通じて、
未来を拓く「知」が生まれ、新たな価値が生み出される
知財エコシステムを協創することで、イノベーションを促進する

バリューズ（ビジョンのために職員はどのような指針で行動・判断するのか）

- 透明性をもって、公正、公平に実務を行う
- ユーザーの立場で考える
- 前例にこだわらず、改善を続ける
- 新たな技術・知識を常に学び取り入れ、プロフェッショナルとして主体的に行動する
- 多様な個性を尊重し、かけ合わせ、お互いを高め合う
- 特許庁全体の視野に立つ

26

ありがとうございました

